

被相続人の死亡（相続開始）

死亡届の提出

死亡届は、7日以内に死亡診断書を添付して市区町村長に提出します。

遺言書の有無の確認

自筆証書遺言があれば、家庭裁判所で検認を受けた後、開封します。

相続の放棄または限定承認

家庭裁判所に申述します。

所得税の申告と納付

被相続人の死亡した日までの所得を税務署に申告します（準確定申告）。

遺産分割協議書の作成

- ①被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せます。
- ②相続人全員の実印と印鑑証明書が必要となります。

相続税の申告書の作成

納税資金の準備、延納または物納にするかを検討します。

相続税の申告書	
被相続人の氏名	
相続人の氏名	
遺産の総額	
遺産分割協議書の作成	
相続税の申告書の作成	
納税資金の準備	
延納または物納の検討	
遺産の相続手続き	

相続税の申告と納税

遺産の相続手続き

不動産の相続登記や預貯金、有価証券の名義書き換えをします。

